

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三十条の七中「あわせて」を「併せて」に改める。

第三十一条の十六第二項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第三十二条第一項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第三十三条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附則第六条の二中「令和三年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の二の改正規定 公布の日

二 第三十条の七及び第三十一条の十六第二項の改正規定並びに次条第二項の規定
令和四年一月一日

三 第二十六条の五の三第一項の改正規定及び次条第一項の規定 令和六年一月一日
（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十六条の五の三第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十一条の十六第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十二条第一項第三号並びに第三十三条第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。